

○雲仙市お試し住宅事業実施要綱

平成29年3月3日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、市への移住の促進を図るため、移住を検討している者に対して、一時的に居住する住宅（以下「施設」という。）を供し、市の風土及び市内での日常生活を体験してもらうための雲仙市お試し住宅事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
雲仙市南串山お試し住宅	雲仙市南串山町甲1143番地

(利用目的の範囲)

第3条 この施設の利用目的の範囲は、市への移住のための生活体験とする。

2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、施設を利用させることができる。

(利用者の資格)

第4条 施設を利用できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、市長が特別の理由があると認める者にあつては、この限りでない。

- (1) 市外（隣接市を除く。）に居住する者で、市への移住を検討しており、その調査及び体験のために滞在しようとするもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなく、又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でない者
- (3) 施設の利用に係る事前アンケート及び事後アンケート等を提出する者
- (4) 旅行に伴う宿泊を目的として利用する者でない者
- (5) 収入を得ることを主とする目的で事業を営む者でない者

(利用期間)

第5条 施設を利用することができる期間は、1回の申込みにつき3日以上30日以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該期間を延長し、又は短縮することができる。

2 同一年度内で2回以上施設を利用しようとする場合は、前項の規定にかかわらず、同一年度内の利用期間の合計が90日を超えない範囲内で、施設の利用を申し込むことができる。

3 前項に規定する場合において、利用期間の満了日と次の利用期間の開始日との間には、3箇月以上の期間を置かなければならない。

4 利用期間の開始時間及び満了時間は、平日（雲仙市の休日を定める条例（平成17年雲仙市条例第2号）第1条第1項の市の休日以外の日をいう。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(利用の申込み及び許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、利用開始希望日の2週間前までに、雲仙市お試し住宅利用申込書(様式第1号)に身分証明書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する利用申込みに対し、利用を許可するときは、雲仙市お試し住宅利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(利用料)

第7条 施設の利用料(光熱水費を含む。)は、無料とする。ただし、飲食費、日常生活に係る費用、交通費等は、前条第2項の規定による許可を受けて施設を利用する者(以下「利用者」という。)の負担とする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守し、常に善良な管理及び注意をもって利用しなければならない。

(1) 施設及び施設の附属設備等の損傷若しくは汚損又は模様替えをしないこと。

(2) 土地の形質を変更しないこと。

(3) 指定された場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。

(4) 施設の全部又は一部を転貸しないこと。

(5) 人身等に危険のおそれがあり、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。

(6) 施設の利用期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに施設の鍵を返却すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認める事項

2 施設又は施設の附属設備等をリノベーション等により改良しようとする場合において、事前の協議により市長が特に認めるときは、前項第1号の規定にかかわらず、施設又は施設の附属設備等の増築若しくは改築又は模様替え等を行うことができる。この場合において、その費用については利用者負担とし、所有権については市に帰属するものとする。

(施設の明渡し)

第9条 利用者は、利用期間を満了し、又は自己の都合により利用期間満了前に退去するときは、速やかに施設を明け渡すものとする。

2 市長は、利用者が前条第1項各号のいずれかに違反したときは、当該利用者に対し利用の許可を取り消し、施設の明渡しを請求することができる。

(立入検査)

第10条 市長は、施設の管理のため必要があると認めるときは、職員に施設の検査をさせ、利用者に対し必要な指示をさせることができる。この場合において、利用者は、正当な理由がある場合を除き、当該検査及び指示を拒むことができない。

(原状回復)

第11条 利用者は、第9条の規定により施設を明け渡すときは、職員の指示に従い、施設及び施設の附属設備等を原状に復さなければならない。ただし、第8条第2項の増築若しくは改築又は模様替え等については、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設及び施設の附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、災害その他利用者の責めによらない事由による場合は、この限りでない。

(事故免責)

第13条 施設及び施設の附属設備等並びにその敷地（以下この条において「施設等」という。）が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設等で発生した事故に対して、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

雲仙市お試し住宅利用申込書

年 月 日

雲仙市長 様

施設の利用について、雲仙市お試し住宅事業実施要綱第6条第1項の規定により、申請します。

申込者 住所

(ふりがな)

氏 名

㊦

電話番号

利用予定者	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業又は勤務先
	申込者				
	合計	名			
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで (泊)				
利用の目的 (番号に○をつけてください)	1 移住促進のための宿泊生活体験 2 その他()				
利用期間中の活動内容 (具体的に)					

※利用の目的で1を選んだ場合は、下記項目も記載してください。

定住する場合の希望住居	【 希望 ・ 予定 】 1 一戸建て(新築 ・ 売買物件 ・ 賃貸) 2 賃貸アパート 3 その他()
定住する場合の希望職業	【 希望 ・ 予定 】 1 農林漁業() 2 一般企業() 3 その他()

様式第2号(第6条関係)

雲仙市お試し住宅利用許可書

年 月 日	
様	
雲仙市お試し住宅事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり利用を許可します。	
雲仙市長 印	
利用人員	名
利用の目的	1 定住促進のための宿泊生活体験 2 その他
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで (泊)
備考	<p>遵守事項</p> <p>利用者は、次に掲げる事項を遵守し、常に善良な管理と注意をもって利用すること。</p> <p>(1) 施設及び施設の附属設備等の損傷若しくは汚損又は模様替えをしないこと。</p> <p>(2) 土地の形質を変更しないこと。</p> <p>(3) 指定された場所以外の場所へ自動車等を持ち入れ、又は駐車しないこと。</p> <p>(4) 施設の全部又は一部を転貸しないこと。</p> <p>(5) 人身等に危険のおそれがあり、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。</p> <p>(6) 施設の利用期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに施設の鍵を返却すること。</p>

